

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その63)

遺族年金について (平成19年4月法改正: その1)

Q

平成19年4月の法改正により、国の遺族厚生年金のしくみが変わったようですが、どのような内容なのでしょう?

私は、現在36歳で以前から遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていますが、39歳時に子が18歳になります。今回の法改正により、影響があるのでしょうか?

A

今回の法改正で下記のように変更になりました。

- ① 子のない30歳未満の妻が受ける遺族厚生年金が5年間の有期年金になりました。
- ② 中高齢寡婦加算の要件が夫死亡時に40歳以上の妻になりました。
- ③ 65歳以上で受給する遺族厚生年金が、本人の老齢厚生年金を受給し、差額を遺族厚生年金として支給するしくみになりました。

なお、この法改正の適用は、平成19年4月1日以降に遺族厚生年金の受給権を取得した人です。

平成19年4月1日前に遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていて、平成19年4月1日以降に子のない妻となった(遺族基礎年金の支給終了)人は旧制度が適用されます。したがって、あなたの遺族年金は法改正による影響はありません。(下図参照)

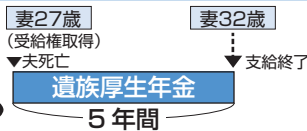
(注意)「子」とは、未婚で「18歳到達年度の末日までの子」「20歳未満で1,2級の障害状態のある子」をいいます。

① 30歳未満の妻の遺族厚生年金が5年有期になりました

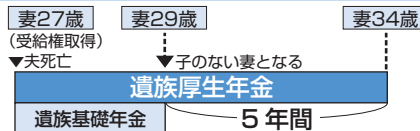
従来は年齢にかかわらず遺族厚生年金は失権事由に該当しない限り生涯支給されていましたが、夫が死亡した時点で30歳未満で子のいない妻に対して支給される遺族厚生年金が、5年間の有期給付となりました。

◆平成19年4月1日以降に遺族厚生年金受給者になる人

夫の死亡時、30歳未満で「子のない妻」の場合



「子のある妻」が30歳未満で「子のない妻」となった場合



★夫死亡時点で30歳未満で子のある妻が30歳未満である間に子のない妻になった場合は、その時から5年間の受給となります。

平成19年4月前に遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていて、平成19年4月1日以降に子のない妻となった(遺族基礎年金終了)30歳未満の人は旧制度(有期年金ではない)が適用されます。

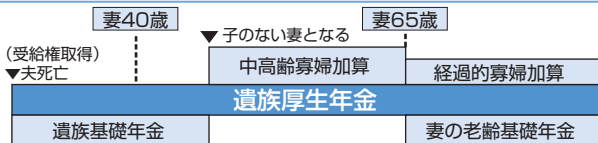


② 中高齢寡婦加算の要件が「夫死亡時40歳以上の妻」になりました

従来は夫死亡時に35歳以上の子のない妻や遺族基礎年金の受給権消滅時に35歳以上の妻に対し、40歳になるまでの待機期間を経て、40歳から中高齢寡婦加算が支給されていましたが、平成19年4月より待機期間がなくなり、中高齢寡婦加算の支給要件は40歳以上となりました。

◆平成19年4月1日以降に遺族厚生年金受給者になる人

夫の死亡時「子のある妻」が、40歳以上の「子のない妻」となる場合



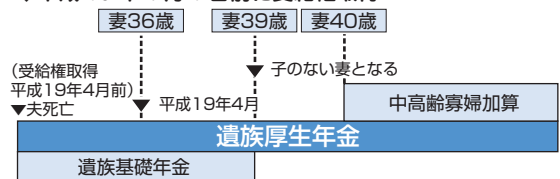
- ◆夫死亡時～子のない妻となるまで⇒遺族厚生年金+遺族基礎年金
- ◆子のない妻となる～妻が65歳になるまで⇒遺族厚生年金+中高齢寡婦加算
- ◆妻が65歳～⇒遺族厚生年金+経過的寡婦加算+妻の老齢基礎年金

*S31年4月1日以前生まれの妻が対象
65歳になると、妻自身の老齢基礎年金が上げられるようになるため、中高齢の寡婦加算がなくなり、それまでの年金額より少なくなる人がいます。そこで、昭和31年4月1日以前生まれの妻には、生年月日に応じて決められた「経過的寡婦加算」が引き続き加算されます。



<例題の場合>
ただし、受給権取得が平成19年4月1日前に遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていて平成19年4月1日以降に子のない妻となった(遺族基礎年金終了)35歳以上40歳未満の人は旧制度が適用され、40歳から中高齢寡婦加算が支給されます。

◆平成19年4月1日前に受給権取得



- ◆夫死亡時～妻が65歳になるまで ⇒遺族厚生年金+中高齢寡婦加算
- ◆妻が65歳～ ⇒遺族厚生年金+経過的寡婦加算+妻の老齢基礎年金

③ 65歳以上で受給する遺族厚生年金が、本人の老齢厚生年金との差額を支給する制度改正については、次号で説明いたします。

*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら shakahoken_well@toyobo.jp までメールしてください。